

# 公益財団法人滋賀県環境事業公社

## 2020年度 環境経営レポート

(対象期間：2020年4月～2021年3月)



作成日：2021年5月31日

# 1. 環境経営方針

## 1 基本理念

公益財団法人滋賀県環境事業公社は、県内廃棄物等の責任処理を実現するとともに、産業廃棄物等の適正処理を通じて、県民の生活環境の保全と産業の健全な発展を支え、地域社会との調和を大切にしながら、五つのこだわりで事業活動を創造し、社会貢献を果たします。

- 一、自然と生活環境を守る
- 一、産業を支え、循環型社会形成の一翼を担う
- 一、安全・安心な社会を支える
- 一、開かれた施設運営を行う
- 一、実践による廃棄物研究を進める

## 2 行動指針

基本理念の実現のために、次に掲げる基本方針に沿って環境目標および環境活動計画を定めて、すべての職員の参加の下に確実に実行します。そしてその結果を定期的に検証するとともに必要な見直しを行い、環境経営システムの継続的な改善を図ります。

- (1) 搬入管理を徹底し、周辺環境への保全を図ります。
- (2) 二酸化炭素排出量削減に努めます。
- (3) リサイクルを推進し、ごみの減量化に努めます。
- (4) 化学物質の適正管理に努めます。
- (5) グリーン購入を推進します。
- (6) 環境関連法令およびその他の要求事項を遵守します。
- (7) 職員に環境教育を実施し、環境意識の向上に努めます。
- (8) この環境経営方針は、すべての職員に周知します。

制定日 平成22年7月 1日

改定日 平成25年3月21日

改定日 平成26年2月 3日

改定日 平成26年7月20日

改定日 令和 3年4月 1日

公益財団法人滋賀県環境事業公社

理事長 三日月 大造

## 2. 組織の概要

(1) 名称及び代表者名

公益財団法人滋賀県環境事業公社

理事長 三日月 大造

(2) 所在地

滋賀県甲賀市甲賀町神645番地

クリーンセンター滋賀 滋賀県甲賀市甲賀町神645番地

甲賀埋立処分場 滋賀県甲賀市甲賀町神569番3

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 常務理事 武村 智司

担当者 新井 元 電話：0748-88-9191

(4) 事業内容

産業廃棄物の処理処分および再資源化に関する事業並びにこれらの事業に関連する業務

(5) 事業の規模

基本財産 55,708千円

法人設立年月日 昭和57年12月16日

処分料収入 1,230,969千円(2020年度)

従業員 12名 外部委託業者13名 (2021年3月31日現在)

敷地面積 クリーンセンター滋賀 236,000m<sup>2</sup>

甲賀埋立処分場 43,000m<sup>2</sup>

(6) 事業年度 4月～3月

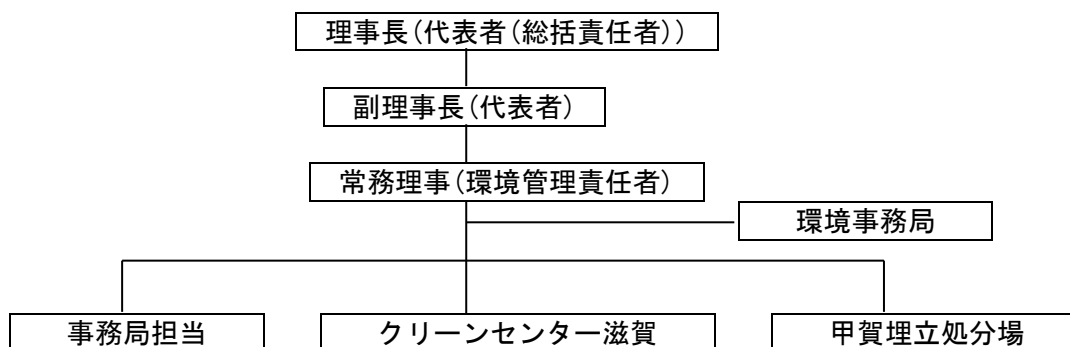
## 3. 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名 : 公益財団法人滋賀県環境事業公社

対象サイト : クリーンセンター滋賀、甲賀埋立処分場

活動 : 産業廃棄物の処理処分および再資源化に関する事業並びにこれらの事業に関連する業務

## 4. 環境経営組織図及び役割分担表



	役割・責任・権限
理事長(代表者(総括責任者))	・環境経営に関する統括責任
副理事長(代表者)	・環境経営に関する統括責任 ・環境目標・環境活動計画書の承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境活動レポートの承認
常務理事(環境管理責任者)	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ票を承認 ・環境目標・環境経営計画書を確認 ・環境活動の取組結果を統括責任者へ報告 ・環境活動レポートの確認 ・環境コミュニケーションの実施 ・教育訓練の実施 ・緊急事態への準備及び対応
環境事務局	・環境管理責任者の補佐 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境活動の実績集計 ・その他必要書類の作成
全従業員	・環境方針の理解と環境への取組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加 ・外部からの苦情や要望の受付

※ 環境事務局は、事務局、クリーンセンター滋賀の各1名、合計2名にて構成

## 5. 許可等の内容

### 産業廃棄物処分業許可の内容

許可区域	許可番号	許可の年月日 許可の有効期限	事業の範囲	廃棄物の種類
滋賀県	02530144357	平成30年9月18日 平成35年8月18日	最終処分 [管理型埋立]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

### 廃棄物処理センターの指定の内容

指定者	指定日	根拠法令
環境大臣	平成14年11月25日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5

## 6. 施設等の状況

処理施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	処理工程図
最終処分場 (管理型) [クリーンセンター滋賀]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	面積 98,000㎡ 容量 1,300,000㎡	準好気性	次頁 「処理工程図」 参照
最終処分場 (管理型) [甲賀埋立 処分場]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	面積 21,000㎡ 容量 213,000㎡	準好気性	— (平成10年 3月6日 埋立完了)

## 7. 処理実績

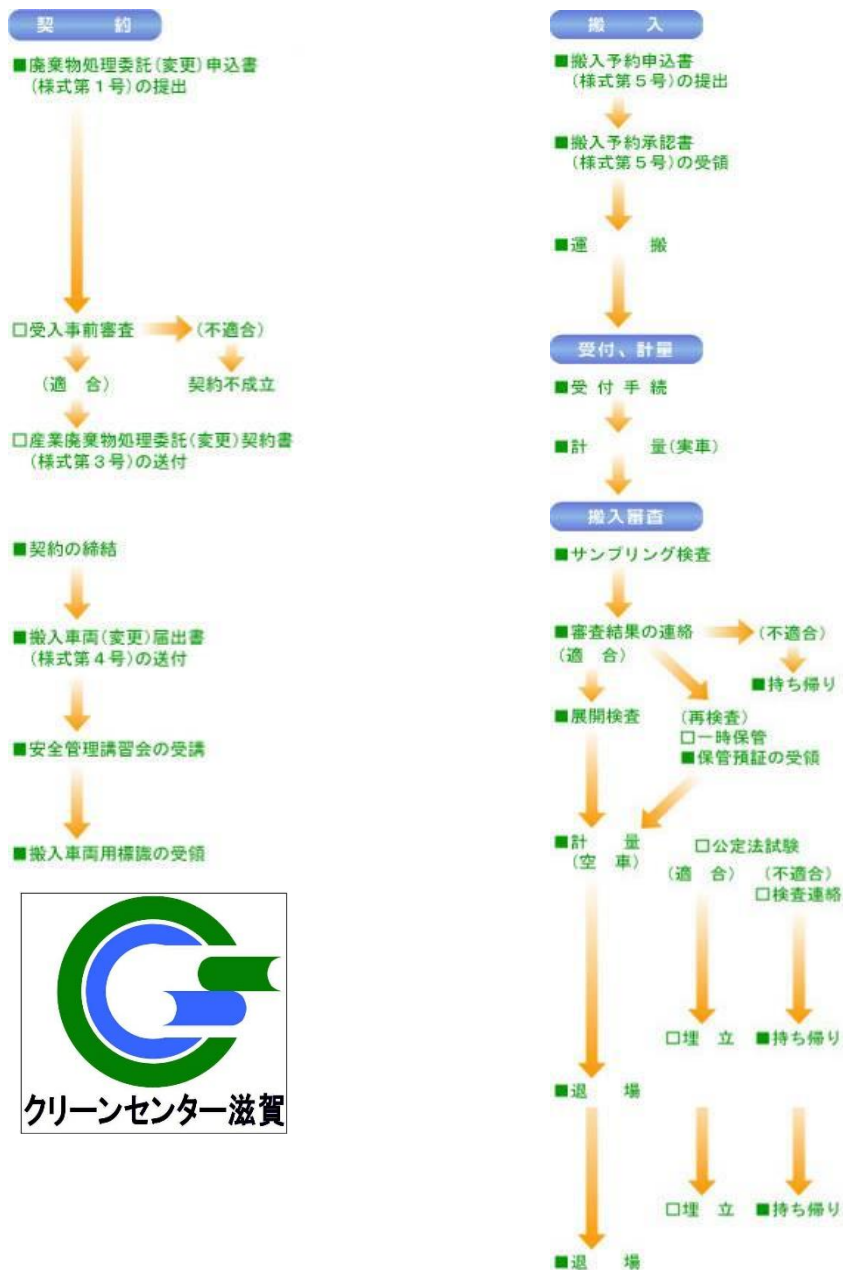
(2020年度)

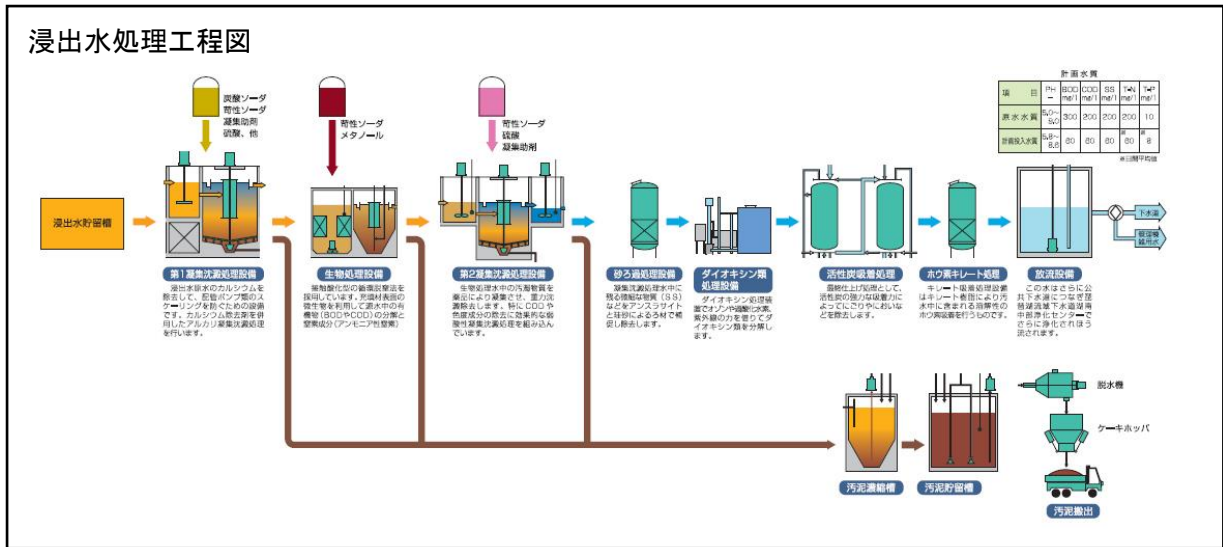
廃棄物の種類	処理量 (t)	廃棄物の種類	処理量 (t)	廃棄物の種類	処理量 (t)
燃えがら	264.88	繊維くず	103.12	ガラスウール	157.09
有機汚泥	191.26	ゴムくず	0.00	鋤さい	224.79
無機汚泥	439.36	金属くず	8.29	がれき類	841.74
廃プラスチック類	2,017.05	ガラス陶磁器くず	1,392.62	混合廃棄物	45,771.94
紙くず	0.00	廃石膏ボード	1,037.78	ばいじん	3,484.67
木くず	197.34	石綿含有廃棄物	1,387.72	残土等廃棄物以外	0.00
処理量合計					57,519.65

※残余容量 369,030m<sup>3</sup>(2021年3月)

481,688m<sup>3</sup>(2020年3月)

### 廃棄物処理工程図





## 8. 主な環境負荷の実績

項目	単位	2018年	2019年	2020年	
二酸化炭素総排出量	kg-CO2	603, 588	513, 536	528, 205	
電力	kg-CO2	383, 562	233, 942	255, 070	
化石燃料	kg-CO2	220, 026	279, 594	273, 135	
廃棄物排出量(一般・焼却)	kg	202	180	171	
総排水量	公共用水域	m <sup>3</sup>	8, 698	9, 126	8, 094
	下水道	m <sup>3</sup>	90, 731	62, 796	60, 398

※ 二酸化炭素排出量(購入電力)の算定に使用した排出係数：0.509kg-CO2/kWh(2018年)

0.334kg-CO2/kWh(2019年)

0.318kg-CO2/kWh(2020年)

## 9. 環境経営目標及びその実績

			基準値	2020年		評価	2021年	2022年
			(基準年)	(目標)	(実績)		(目標)	(目標)
電力量の削減 (管理棟電力量の削減)	基準年度比(%)	総使用量(kWh)	—	—	802,107 kWh	—	—	—
		管理棟(kWh)	60,524kWh (2017年)	60,524 kWh	63,873 kWh 106%	×	63,873 kWh	63,873 kWh
自動車燃料の削減	基準年度比(%)	総使用量(L)	1,507L (2017年)	—	1,272L	—	—	—
		燃費(km/L)	13.3km/L (2017年)	13.3 km/L	14.1 km/L	○	14.1 km/L	14.1 km/L
一般廃棄物(焼却処分)の削減	基準年度比(%)	総排出量(kg)			830.3 kg	—		
		焼却処分量(kg)	255kg (2017年)	255kg	171kg 67.1%	○	171kg	171kg
節水	上水使用量		322m <sup>3</sup> (2017年)	322m <sup>3</sup>	400m <sup>3</sup>	—	400m <sup>3</sup>	400m <sup>3</sup>
水処理施設における化学物質の適正管理	使用量、保管状況の確認、SDSの定期的な確認		使用量、保管状況を確認する。	1営業日毎 1回実施	実施	○	1営業日毎 1回実施	1営業日毎 1回実施
事務用品のグリーン購入	事務用品のグリーン購入率		90%	90%	91.3%	○	91%	91%
搬入管理の徹底	公定法実施回数(県検体数)		—	12	25	○	12	12

(環境目標の設定について)

- 2021年度から3年間は、直前年度である2020年度を基準年として目標を設定している。
- 電力の二酸化炭素排出量については、排出係数の変動が大きいことから、消費電力量の削減を目標とする。  
浸出水処理施設の冬季使用電力量は天候により大きく変動するため、管理棟の電力使用量を目標に設定する。
- 自動車燃料の削減については、業務の変化に伴い発電機等のガソリン使用量が基準年度に比べ大きく増加し、単純な比較ができないことから、公用車の平均燃費を目標値とする。
- 節水(水使用量)については、タイヤ洗浄や散水等には処理水を活用しているが、渇水期には不足する場合があります、その場合は上水を利用する。このため、水使用量は把握はするが、目標の設定はしない。
- 化学物質については、水処理施設での維持管理に使用されていることから、目標値を設定せず、「適正な管理」とする。
- グリーン購入率は、「環境対応品購入額/全購入品額」とし、環境対応製品とは、①グリーン購入法に基づく国の「特定調達品目」の「判断の基準」を満たしているもの、②エコマーク等の環境ラベル表示製品、③滋賀県ビワクルエコ製品(県リサイクル認定製品)とする。
- 搬入管理の徹底としては、受入時に対象となる廃棄物の公定法による確認回数を目標とする。

## 10. 環境経営計画の取組結果とその評価

◎：よくできた    ○：ほぼできた    △：あまりできなかった    ×：全くできなかった

取組計画	達成状況	取組結果とその評価、次年度の取組内容
<b>電力量の削減</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要な照明の消灯</li> <li>・ 空調温度の適正化</li> <li>・ 水処理施設設備の適正な稼働（不要な設備の停止）</li> </ul>	×	節電が可能な範囲で、さらに積極的な節電行動に努めること。
<b>自動車燃料の削減</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイドリングストップ</li> <li>・ エコドライブの推進</li> <li>・ 相乗り、ルートの事前確認などの効率的な利用</li> </ul>	○	引き続き車両運用の効率化やエコドライブなどにより、目標が達成できるように努めること。
<b>一般廃棄物の削減</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別の徹底</li> <li>・ 不要な印刷物の削減</li> <li>・ 裏紙利用できる紙の可能な限りの利用</li> <li>・ ミスコピーの防止</li> </ul>	○	リサイクルが可能なものの分別を継続し、一般廃棄物として処分するものを増やさないよう努めること。
<b>節水</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節水の徹底</li> <li>・ 中水（処理水）、雨水の利用</li> </ul>	△	今後も、可能な範囲で節水等の取組みを継続すること。
<b>水処理施設における化学物質の適正管理</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDSが最新のものか確認</li> <li>・ 使用量、保管状況の確認</li> </ul>	◎	薬品の使用量や保管状況について、毎月、適正に使用、管理されているかを確認した。今後も適正使用・適正管理を行っていくこと。
<b>事務用品のグリーン購入</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入前のグリーン購入対象品目の確認</li> </ul>	○	引き続き、グリーンマーク商品が選択できる場合には、優先的にその商品を選択するなど、目標の達成に努めること。
<b>搬入管理の徹底</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定法実施状況の確認</li> <li>・ 対象品目の蛍光X線分析の実施</li> <li>・ 展開検査の実施</li> </ul>	◎	抜き打ちによる公定法分析による確認件数は目標を上回った。今後も計画的にこれを実施することにより、搬入管理の徹底を図ること。



## 11. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

なお、違反、訴訟等も過去3年間ありませんでした。

### 適用される法規制等と遵守状況

適用される法規制	該当する要求事項	遵守評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処分業許可更新、処理基準の遵守、管理票の保管等	適正処理
滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱	許可申請等に係る事前協議、知事への実績報告	遵守
滋賀県環境影響評価条例	事後調査の実施及び報告書の作成	遵守
滋賀県自然環境保全条例	協定の締結および協定に基づく事後調査の実施及び報告	遵守
騒音規制法	特定施設の届出	遵守
甲賀市水道事業給水条例	定期検査、水質検査の実施	遵守
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	特定製品の管理の適正化 (3カ月に1回以上の点検) 管理票の機器廃棄後3年間保管	遵守

## 12. 代表者による全体の評価と見直し・指示

令和2年度の電力量の削減については、施設整備工事の進捗による事務量の増加などにより、目標を達成できませんでした。事務量の増加等やむを得ない部分はありますが、不要箇所消灯の徹底や空調使用時の適正な温度設定などにより、電力消費量の抑制に努めます。

自動車燃料の削減については、概ね達成することができましたが、一昨年度の省燃費性能に優れた車両への入替の効果があると考えられ、引き続きエコドライブ意識を高めていく必要があります。

一般廃棄物の削減については、目標を達成することができましたが、今後も引き続き、分別等に取り組むことで、増加抑制に努めます。

事務用品のグリーン購入については、原則としてグリーン購入適合品を購入しており、目標を達成することができました。

搬入管理の徹底における公定法による検査の実施については、目標件数を超えて実施することができました。今後とも、公定法による検査の実施を着実にを行い、目標回数達成に努めます。

業務量の増加等に左右される項目がありますが、休憩時間の不要箇所消灯などの積極的な取り組みをはじめとして職員の意識は高まっています。

今後も一層の意識向上と不断の取り組みにより、環境に配慮した事業としての活動を継続していきます。

## 13. 令和2年度(2020年度)事業報告

### ①クリーンセンター滋賀環境監視委員会

地域住民、学識経験者、事業者および関係行政等で組織された「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」を運営ならびに環境影響評価の事後調査の報告（2回）を実施しました。

### ②情報公開

クリーンセンター滋賀での搬入実績および河川水、地下水の水質などの環境影響評価事後調査の結果についてホームページ等で定期的に公開しています。

ホームページアドレス <http://www.shiga-kj.com/jyouhou/izikanri.html>

### ③センター施設への視察受入

クリーンセンター滋賀のPR及び産業廃棄物処理施設に対する社会の理解を深めるため、視察を受け入れています。

視察団体数	視察者数
16団体	49名

### ④廃棄物に関する研修会等の実施

#### ・学生向け研修会

実施日：令和2年 8月21日

テーマ：「クリーンセンター滋賀」の施設見学

#### ・公益社団法人滋賀県環境保全協会との研修会の共催

実施日：令和2年10月20日

テーマ：法・条例を学ぶ講習会（産業廃棄物編）

（リモートにより開催）

※出前講座については実施せず。

### ⑤環境イベントなどの開催・出展

3R工作イベント、公社感謝祭とも新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、開催を中止しました。

### ⑥美化清掃に対する支援

滋賀県が実施している「淡海エコフオスター制度」に合意しているボランティアグループ、自治会、事業者等に対して清掃道具等の支援を行いました。

支援の内容	支援団体数
ゴミ袋セット(ゴミ袋45ℓ 50枚、レジ袋 100枚、軍手1ダース)	101団体
淡海エコフオスター活動の帽子 5個セット	10団体
計	111団体

#### ⑦県下で実施される清掃活動に対する支援

県内自治体、NPO法人等の主催により県下で実施される清掃活動等に協賛し、その清掃活動等に対し財政的支援を行いました。

##### <1>滋賀県勤労者山岳連盟

###### ◆ 内容

第48回クリーンハイク（清掃登山）

令和2年9月27日、10月4日、8日

##### <2>美しい湖国をつくる会（滋賀県庁・循環社会推進課内）

###### ◆ 内容

「環境美化の日」の基準日として県下全域を対象する環境美化運動

①ごみゼロ大作戦（基準日：5月30日）

②びわ湖を美しくする運動（基準日：7月1日）

③県下一斉清掃運動（基準日：12月1日）

## 14. クリーンセンターの現状



※ 令和3年(2021年)5月31日現在